

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年12月28日）及び資格取得日（昭和38年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年12月から37年12月までの期間は1万円、38年1月から同年4月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月28日から38年5月1日まで

私は、昭和36年3月にA社に入社し、39年7月に退職するまで継続して勤務していた。入社した当初の給与は9,000円ぐらいで、途中で昇給して1万8,000円ぐらいになったと思う。A社に勤務していたときに長期休暇を取得したことも無く、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、申立人がA社に係る被保険者資格を昭和36年3月10日に取得し、同年12月28日に喪失後、38年5月1日に改めてA社に係る被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、i) 申立期間を含む昭和33年12月1日から40年10月29日までの期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、正確な時期は覚えていないが、新たに女性の事務員が入社してすぐの時点から1年半程度入院していたことがあり、私が退院したときには、申立人はA

社に勤務していた。申立人は、それから何年かはA社に勤務していたと思う。」としているところ、当該同僚が覚えている事務員は、35年1月4日にA社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるため、当該同僚は申立期間より前には退院し、申立期間において、申立人と一緒にA社に勤務していたと考えられること、ii) 申立人は、「専門業務を担当していた社員が死亡し、私が当該社員の業務を引き継いだので、このころに昇給したかもしれない。」としているところ、当該同僚とは別の複数の同僚は、専門業務を担当していた社員が在職中に死亡したことを証言している上、オンライン記録上、当該社員が、37年12月25日に被保険者資格を喪失（喪失原因は不明）していること、iii) 申立人がA社に係る被保険者資格を再取得（昭和38年5月1日）したときの標準報酬月額は、当該社員が被保険者資格を喪失したときと同じ1万8,000円であることを踏まえると、申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務し、当該社員の業務を引き継いだ後は、さらに専門的な業務を担当することになったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年11月及び38年5月並びに同僚のA社における36年11月から38年5月までの社会保険事務所（当時）の記録から、36年12月から37年12月までの期間は1万円、38年1月から同年4月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪している上、当時の事業主は死亡しており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から38年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月1日から32年11月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年10月1日に、資格喪失日に係る記録を32年11月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から32年11月10日まで

私は、昭和31年9月ごろ、当時のA社の事務長の紹介でA社に入社し、働いていた。その後、私より少し後からA社に入社した同僚と一緒に退職し、二人でその同僚の父親が経営する会社に入社した。

社会保険庁（当時）の記録では、私のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、当時、A社の会計事務を担当していた方が、私のA社における在職を証言してくれると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和31年10月1日から32年11月10日までの期間については、申立人は、「私より少し後からA社に入社した同僚と一緒に退職し、二人でその同僚の父親が経営する会社に入社した。その会社はB町（現在は、C市）にあり、当時、その同僚と交際していて、後に結婚した女性が何度か遊びに来たことを覚えている。」としているところ、当該同僚は既に死亡しており事情を聴取することができないものの、i) その当時、A社の会計事務を担当していた者は、「申立人が入退社した時期は覚えていないが、申立人は、A社の事務長であった自分の父親の紹介により入社し、申立人が覚えている同僚が入社したことにより結成された野球チームの当初からのメンバーであったことを覚えている。」と証言している

こと、ii) 申立人が覚えている同僚の妻は、「夫は、A社を退職した後、義父が経営する会社に勤務していた。夫が義父の会社に勤務していた昭和32、33年ごろにB町に遊びに行ったことを覚えている。」と証言していること、iii) 当時の同僚は、「事務系の職員が入社したときには、申立人が勤務していたことを覚えている。」と証言しているところ、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、その事務系の職員は、32年8月14日にA社に係る被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務を担当していた者を含めた別の複数の同僚は、それぞれ、「時期はよく覚えていないが、私が在職しているときに申立人が働いていたことを覚えている。」、「時期はよく覚えていないが、申立人と申立人が覚えている同僚が同じ時期に勤務していたことを覚えている。」と証言していることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない上、オンライン記録及びA社に係る被保険者名簿により、申立人が覚えている同僚は、31年10月1日に被保険者資格を取得し、32年11月10日に被保険者資格を喪失した記録が確認できることから、申立人は、少なくとも当該期間において、A社に勤務していたものと推認される。

また、当時、A社の会計事務を担当していた者及び社会保険事務を担当していた者は、それぞれ、「当時、A社には80人ぐらいの従業員がいたが、雇用形態にかかわらず、従業員はすべて厚生年金保険に加入させていた。申立人についても当然加入させていたはずである。」、「当時、私が社会保険の事務を担当していたが、監督官庁の指導が厳しかったこともあり、厚生年金保険の加入については、職種等による区別は行わず、すべての従業員を加入させていた。『給与の手取り額が減るので厚生年金保険には加入したくない。』と言う人もいたが、制度上、厚生年金保険には絶対に加入しなくてはならないことを説明して加入させた覚えがある。」と証言しているところ、A社の被保険者名簿によると、申立期間において、月別の被保険者数はおおむね80人前後で推移していることが確認できる上、A社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの3人（前述の同僚を含む。）は、いずれも「勤務期間と被保険者期間は一致している。」と証言しており、そのうちの2人は、それぞれ「当時、私は16歳であったが、勤務期間と被保険者期間は一致している。」、「私は、何度か入退社を繰り返したが、1か月間しか勤務しなかった期間についても被保険者期間となっている。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、A社は、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、複数の同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪し、当時の事業主は死亡しており、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年10月から32年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人は、A社に入社した時期を明確には覚えておらず、当該期間におけるA社の被保険者記録が確認できる複数の者（前述の会計及び社会保険事務を担当していた者を含む。）に事情を聴取しても、当該期間において、申立人がA社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は昭和20年8月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月1日から20年8月19日まで

私は、昭和18年4月2日にA社B工場に入社したが、19年4月1日に父親の転職に伴いA社C工場（本社）に異動させてもらった。

しかし、A社C工場が爆撃を受けて廃墟となったため、会社からA社D工場で勤務するように指示を受け、勤務していたが、A社D工場も爆撃を受けた。

当時の同僚の多くが死亡し、当時の書類等も焼失しており、勤務を証明するものは何も残っていないが、A社C工場では部長から班長心得に抜擢されたこと、及び給与から弾丸切手の購入費等とともに健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていたことは覚えている。

社会保険庁（当時）の記録上、私のA社に係る記録は、A社B工場に勤務していた1年間しか確認できないが、A社B工場からA社C工場及びA社D工場へと勤務場所は変わったものの、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳。以下「旧台帳」という。）により、申立人は、昭和18年4月2日にA社B工場に係る厚生年金保険（昭和19年10月1日以前は、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者資格を取得し、19年4月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時の業務内容を具体的に記憶している上、「私は、昭和 18 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、19 年 4 月に A 社 C 工場に異動した。A 社 C 工場に勤務しているときに爆撃を受け、会社から A 社 D 工場に勤務するように命じられた。終戦前に、A 社 D 工場も爆撃を受け、勤務することができなくなったが、給与は 20 年 7 月分まではもらったことを覚えている。」としているところ、A 社に係る厚生年金保険被保険者索引簿及びオンライン記録上、申立人と同じ昭和 18 年 4 月 2 日に A 社 B 工場に係る被保険者資格を取得し、20 年 5 月 19 日に被保険者資格を喪失した記録が確認できる同僚は、「私と申立人は、入社した日も同じで、A 社 B 工場の同じ作業班であった。また、昭和 19 年 4 月 1 日から、本社である A 社 C 工場でも一緒に勤務した。私は、A 社 C 工場が爆撃を受けた後、会社の指示で A 社 B 工場に戻ったので、その後、申立人がどこに勤務していたかは分からないが、私が A 社 B 工場に戻るまでは一緒に勤務していた。」と証言しており、申立内容に特に不自然な点は認められないほか、A 社 D 工場が 20 年 7 月に空爆を受けたことが確認できること、及び A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の多くが 20 年 8 月 19 日に被保険者資格を喪失していることを踏まえると、申立人は、その多くの者と同様に同年 8 月 19 日に A 社 B 工場に係る被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

また、旧台帳の備考欄には、「全期間に対応する名簿紛失、一部照合済台帳 31.11.1 認定」と記載されており、申立人に係る当初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が紛失したことが確認できる上、旧台帳に記載されている A 社 B 工場に係る記録のうち、「記号番号」、「氏名」、「事業所名」、「資格取得日」等の記載欄には記録を照合したと思われる形跡が見られるものの、「資格喪失年月日」欄には照合した形跡が見られないほか、資格喪失日が記載されている行と同じ行の「資格期間」及び「標準報酬月額」の欄には、それぞれ「月変」、「50」と記載されていることを踏まえると、申立人の旧台帳は、紛失した記録の復元が的確に行えなかったものの、一部照合済台帳として 31 年 11 月 1 日に認定されたものと推認される。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務していた事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を

妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年8月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮し、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年10月1日から27年4月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から27年4月20日まで
② 昭和28年10月30日から29年12月1日まで

私は、昭和25年8月にA社に入社し、勤務していた。27年4月からは関連会社のB社に異動し、29年11月まで継続して勤務していたのに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

また、給与は、申立期間①についてはA社から、申立期間②についてはB社から受け取っており、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時、A社に申立人と一緒に勤務し、A社に係る被保険者記録が確認できる同僚3人及びB社C事務所が設置されたときの所長であった者は、それぞれ「申立人は、B社C事務所に異動するまでは継続してA社に勤務していた。」、「B社C事務所は、昭和27年4月に設置され、私も申立人と同様にA社から異動した。それ以前の申立人のことについては、部署が異なっており、よく知らないが、私のA社での仕事内容等に変化は無く、給与の支給方法にも変化は無かったので、引き続きA社から給与

が支給されていたと思う。」としていることから、申立人は、申立期間①においても、A社に継続して勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和26年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできない上、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、申立人は、「B社C事務所にB社が倒産した昭和29年11月末まで勤務していた。」と主張しているが、前述のB社C事務所長であった者は、「申立人は、B社が倒産する前に退職した。私は、C事務所の所長であったので最後まで残務整理をし、昭和29年11月にB社が倒産した後に、自分で会社を設立した。」としているところ、登記簿謄本により、当該所長が設立した会社が昭和30年1月21日に設立されていること、及びオンライン記録により、B社（社会保険庁（当時）の記録上、D社）は29年11月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人及び当該所長の証言により、申立期間②当時、B社C事務所に勤務していた者を特定することができたものの、両者以外は既に死亡又は所在不明であり、申立人が、申立期間②において、B社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間、48 年 4 月から 52 年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 52 年 12 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 38 年 7 月ごろ、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれて、保険料は、私が A 市役所で納付していた。当時の国民年金保険料は月額 400 円から 600 円ぐらいであったと思う。

申立期間②については、未納とされているが、保険料は納付していたはずである。昭和 51 年 8 月に夫が仕事を辞めた後は、A 市役所の職員が、毎月、自宅に集金に来てくれていたので、私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。そのときの領収書等は保管していないが、当時の国民年金保険料は月額 5,000 円から 7,000 円ぐらいであったと思う。

申立期間③については、私は、昭和 53 年 4 月に任意加入の手続を行い、保険料を納付していた。

いずれの申立期間についても、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 39 年 7 月ごろであり、その時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料に当たり、A 市役所では収納することはできなかったものと考えられる上、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は当該期間の保険料額とは相違している。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和48年4月から51年7月までの期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付場所等をほとんど覚えておらず、納付状況等が不明である上、申立期間②のうち、同年8月から52年12月までの期間について、申立人は、「毎月、集金に来ていたA市役所の職員に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。そのときの領収書は既に処分し保管していないが、その領収書に市長名が記載されていたことを覚えている。」と主張しているが、当時、A市は、期（3か月）単位で国民年金保険料を収納していたことから、A市の職員が国民年金保険料を毎月集金することは考え難く、A市は、「当時、職員が国民年金保険料を訪問集金するようなことはなかった。また、当時の市長は、申立人が氏名を挙げた市長とは別の人であった。」としているほか、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は申立期間②の保険料額とは相違している。

さらに、申立期間③については、オンライン記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人又は申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年8月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年8月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで

私は、昭和51年8月に退職したときに国民年金の加入手続を行い、A市役所から送付された納付書で国民年金保険料を納付していた。

しかし、当時、多忙であったため、2回ほど滞納したことがあり、その滞納分をA市役所会計課の窓口で納付したとき、窓口職員から「私が、毎月、自宅へ集金にうかがいましょうか。」との申し出を受け、私か妻が夫婦二人分の保険料を毎月その職員に納付していた。申立期間当時の国民年金保険料は、月額7,000円から8,000円ぐらいであったと思う。

領収書等は保管していないが、市長名が記載された領収書をもらったことを覚えており、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A市は、期（3か月）単位で国民年金保険料を収納していたことから、A市の職員が国民年金保険料を毎月集金することは考え難い上、A市は、「当時、職員が国民年金保険料を訪問集金するようなことはなかった。また、当時の市長は、申立人が氏名を挙げた市長とは別の人であった。」としているほか、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は申立期間の保険料額とは相違している。

また、申立人又は申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納であるなど、ほかに

申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年9月まで

私は、申立期間のうち、昭和37年1月から38年6月までの国民年金保険料はA市（現在は、B市）及びC市の郵便局で、同年7月及び同年8月の保険料はD市役所又はD市役所の支所で、並びに同年9月から40年9月までの保険料はE市の郵便局でそれぞれ納付していた。

私は、昭和36年4月の国民年金制度が発足した当初から、途切れることなく国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、一つ目が昭和36年1月18日にA市で払い出され、二つ目が夫婦連番で41年2月19日にF市（現在は、G市）で払い出されており、申立期間直前の36年4月から同年12月までの国民年金保険料は、一つ目の記号番号で納付していたことが確認できるところ、i) 申立人の一つ目の記号番号に係る特殊台帳を見ると、備考欄に「不在（昭和38.12末 昭和39年）」と記載されていること、ii) 申立人の一つ目の記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿においても、保管区分欄に「㊟」と記載されていること、iii) 申立人は、「昭和37年1月ごろにA市からC市に引っ越したが、そのときに夫と子供が風邪にかかり、引っ越しが大変であったことを思い出した。そのため、国民年金の住所変更の届出は行わなかったかもしれない。」と証言していることを踏まえると、申立人が住所を異動した37年1月ごろから行政側が申立人の所在を把握できなくなり、38年12月ごろに不在者として管理したものと推認されるほか、申立期間当時、更に別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から38年6月までの期間及び同年9月から40年9月までの期間の国民年金保険料については、郵便局で納付していたと主張しているが、当該期間当時の国民年金保険料の納付は、国民年金手帳の所定の欄に印紙を貼^はり、それを住所地の市町村又は社会保険事務所（当時）が検認する方法であり、当該期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付していたとする申立人の主張は不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から22年12月1日まで

私は、昭和21年6月に父親と一緒にA社に入社し、23年5月まで勤務していた。

ところが、社会保険庁（当時）の記録上、私のA社における厚生年金保険の加入記録は、昭和22年12月1日からとなっていることが分かった。

当時は、寝食を確保することを何よりも優先していたので、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、A社を退職後に勤務していたB社から入手した私の人事記録を見ると、A社に昭和21年6月に入社し、23年5月に退職したことが記載されており、申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社が作成したと思われる人事記録を見ると、申立人は、A社に昭和21年6月に入社し、23年5月に退職したことが記載されており、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録上、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は不明であるものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A社の事業主、申立人の父親及び申立人が氏名を覚えている同僚3人を含む従業員73人（申立人を除く。）は、いずれも申立人と同じ昭和22年12月1日にA社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿を見ても、同年12月よりも前にA社に

記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年12月1日と考えられ、申立期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった可能性がうかがえる。

また、A社に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 5 月 6 日まで
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 5 月 31 日まで

私は、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険の期間照会を社会保険事務所(当時)に行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、私は、B社を退職した当時、年金に関する知識はあまり無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間②に勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が、当該事業所を退職した約3か月後の昭和34年9月1日に重複取消処理されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年10月5日に支給決定されていることを踏まえると、当初、申立人のA社に係る記号番号とB社に係る記号番号は別々であったが、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理されたものと考えるのが自然である。

また、B社に係る被保険者名簿によると、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の当該事業所における資格喪失日(昭和34年5月31日)から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、B社に係る被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した前後に被保険者資格を取得した女性(申立人を除く。)のうち、申立

人が被保険者資格を喪失した昭和34年5月31日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給要件を満たしていた13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金が支給決定されたことが確認でき、いずれも当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給されている上、そのうち、事情を聴取することができた1人は、「B社を退職したときに会社から脱退手当金の説明を受け、実家に帰った後、郵便局で脱退手当金を受け取ったと思う。脱退手当金の受給手続については、自分で行った覚えは無いので会社が行ってくれたと思う。」と証言している。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。